

北海道がんセンター調剤事前申し合わせ協定 (院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル)

当院では、令和5年8月21日より業務改善の一環として、病院医師と薬剤師及び保険薬局薬剤師の業務負担軽減と患者の待ち時間短縮を目的とし、疑義照会簡素化プロトコルを運用します。

本プロトコルの運用開始にあたっては、事前に薬剤部担当者による説明を受け、適切な合意のもとに実施するものと致します。合意を締結した保険薬局は下記1に記載されている事項について処方医に確認せずに調剤することを可能としますが、以下に留意して行ってください。

○下記の場合、本プロトコルから除外する

- ・麻薬、覚せい剤原料、抗がん剤の用法不備以外の変更
- ・「変更不可」の記載がある場合

○保険点数が高くなる変更は原則として本プロトコルから除外する

- ・患者の希望がある場合はこの限りではないが、その旨を説明し同意を得ること

○剤形や規格を変更して調剤した場合は下記の説明を行うこと

- ・入院時または院内処方時は、変更前の剤型・規格になること
- ・他の保険薬局では今回のように希望通りにならないことがあること

1. 疑義照会を不要（事後報告の対象）とするもの

①アドヒアランス向上のための一包化の追加、不要との判断による一包化の削除
(別包指示や一包化不可の指示コメントがある場合を除く)

②湿布薬や軟膏など外用薬の包装形態変更（合計処方量が変わらない場合）

例) ○○パップ（7枚入り）5袋 → ○○パップ（5枚入り）7袋
△△軟膏 5g 2本 → △△軟膏 10g 1本

③残薬調整のため処方日数等の変更（処方日数を0日（削除）にする場合を除く）

例) ○○錠 75mg 30日分 → 27日分（3日分の残薬あり）
△△クリーム 3本 → △△クリーム 1本（2本残薬あり）

④隔日投与、週1回・月1回製剤が連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合
の日数変更、1日1枚貼付の外用剤で必要数が処方日数と異なっている場合の変更

例) 他の処方薬が28日分処方の時

リセドロン酸Na錠 17.5mg (週1回製剤) 1錠

分1 起床時 28日分 → 4日分

プレドニゾロン錠 5mg 1錠

分1 朝食後 28日分(隔日投与) → 14日分(隔日投与)

硝酸イソソルビドテープ 1日1回1枚 14枚 → 28枚

⑤漢方処方時の服用時点の変更

明らかに食後投与の必要性がない場合の食前への変更

⑥外用剤の使用部位の追加

継続して使用している外用剤の用法・用量の記載がない処方について、患者が医師の口頭指示を理解しており、使用方法等を聴取できた場合の「使用部位」や「使用数」の追加

⑦一般名処方における調剤時の類似剤形への変更

先発・後発は問わず、下記に掲げる範囲内で変更を可能とする

ア. 錠剤(口腔内崩壊錠を含む)、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤、フィルム剤

イ. 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤(内服固形剤として調剤)

ウ. 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤(内服用液剤として調剤)

エ. パップ剤、テープ剤

⑧63枚超の湿布等の処方を患者の同意を得て63枚に変更

例) ロキソプロフェンテープ(7枚) 14袋 → 9袋

⑨前回処方された臨時薬(風邪薬・うがい薬等)の不要に伴う削除

例) 前回処方のPL顆粒3日分が症状改善にもかかわらず処方されていた場合

⑩成分名が同一の銘柄の変更(適応症に注意すること)

例) グラクティブ錠 50mg → ジャヌビア錠 50mg

⑪EPA 製剤、EPA・DHA 製剤、メトクロプラミド、ドンペリドン等の「食後」投与からの用法変更、あるいはα-GI やビスホスホネート製剤等の処方では明らかな用法誤りの変更

例)ドンペリドン錠 10mg 3錠 3×毎食後 → 3錠 3×毎食前

イコサペント酸エチル粒状 Cap600mg 3包 3×毎食後 → 3包 3×毎食直後

ボグリボース OD 錠 0.3mg 3錠 3×毎食後 → 3錠 3×毎食直前

リセドロン酸 Na 1錠 1×朝食後 → 1錠 1×起床時

⑫別規格製剤がある場合の処方規格の変更（含量規格変更不可の処方を除く）

例) ○○錠 20 mg 錠 1回 2錠 → ○○錠 40 mg 錠 1回 1錠

△△錠 20 mg 錠 1回 0.5錠 → △△錠 10 mg 錠 1回 1錠

⑬内服薬の指示が頓用や回数指定で記載されている場合に、医師の口頭指示を患者等から確認できた場合の用法の変更（医師の指示記載等への対応）

⑭処方開始日が前回処方から更新されていない場合に、患者の治療スケジュールを確認したうえでの変更

2.各種問い合わせ先

(ア) 処方内容等に関すること

平日（8時30分から17時）

薬 剤 部 FAX：011-805-0240

上記以外

薬剤部当直 TEL：011-811-9111（PHS：7994）

(イ) (ア) 以外に関すること（保険者番号、公費負担など）

医 事 課 TEL：011-811-9111 (代) ※平日のみ

3.処方変更・調剤後の連絡

- ・上記1により調剤した場合は、変更調剤報告書により当日中に薬剤部に報告してください
- ・一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供及び後発品医薬品の変更報告は不要です

令和5年8月 第1版 北海道がんセンター薬剤部

本プロトコルは、厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（平成22年4月30日）に基づいたものです